

相模原市市民税非課税世帯等支援 給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

相模原市市民税非課税世帯等支援給付金は、市民税所得割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

※世帯主口座への振込となります。

申請期限

令和5年11月15日（水）

支給対象

令和5年6月1日時点で相模原市に住民登録があり、
世帯全員の令和5年度「**市民税所得割が非課税**」の世帯



本市から確認書を送付します（要返送）

※必要事項を記載の上、同封の返信用封筒によりご返送ください。

※生活保護利用世帯には支給決定通知を送付します。

※申請期限までにご返送いただけない場合は、辞退したものとみなし支給はされません。

本市に税情報が無い方は申請書の提出が必要です

令和5年1月2日以降に海外から転入された方等については、本市に税情報が無いため、
確認書は送付されません。本給付金を受給するには、申請書等の提出が必要になります。



申請書の取得方法

- ・市のホームページからダウンロード
- ・各相談窓口（各区生活支援課、自立支援相談窓口）で手渡し
- ・市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル（☎0570-550-434）へ送付依頼

申請書の送付先

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所健康福祉局生活福祉部生活福祉課 非課税世帯等給付金班 宛

市民税所得割とは

市民税は、所得割と均等割から構成されています。所得割とは、市の行政サービスを維持するために要する費用を、その人の前年の所得金額と所得控除額に応じて負担していただく税です。均等割とは、市の行政サービスを維持するために要する費用を、前年の所得金額の多少にかかわらず、広い範囲の人に負担していただくための税です。

課税申告が必要な場合があります

本給付金について、非課税世帯に対する給付金は課税対象収入になりませんが、均等割のみ課税世帯に対する給付金については課税対象収入に該当します。

ご自身が受け取られた給付金が課税対象収入に該当するかは本市が送付する支給決定通知に記載していますので、ご確認ください。

DV等により避難中※の方について

DV等で令和5年6月1日時点で本市に避難されており、特別な事情により住民登録を本市に異動できていない方について、相模原市市民税非課税世帯等支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。給付金を受給するためには、手続きが必要となりますので、下記市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤルまでご相談ください。

※「DV等により避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。



相模原市市民税非課税世帯等支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

「相模原市非課税世帯等支援給付金ナビダイヤル」

☎ 0570-550-434 ※無料通話ではありません

受付時間 8:30～17:30 (土・日曜日、祝日等を除く)

I P 電話をご利用の方は ☎ 042-707-7918 (土・日曜日、祝日等を除く)

障害等により電話が困難な方専用 FAX 042-707-7919



相模原市公式ホームページ